

(BC3) 土木の日実行委員会規則

平成18年7月21日	制 定
平成20年6月20日	一部改正
平成23年7月15日	〃
平成23年11月18日	〃
平成24年5月11日	〃

(目的)

第1条 この規則は、昭和62年11月に社会資本の整備を促進すべく制定された「土木の日（十一月十八日）」ならびに、同日より11月24日までの「くらしと土木の週間」である1週間を中心に、展開される各種活動を実施し支援するためつくられた、土木の日実行委員会（以下「委員会」という。）の円滑な運営を行うことを目的とする。

(事業)

第2条 委員会は、社会資本整備の意義と重要性を周知し、幅広いコンセンサスを形成するための次の件を行う。

- (1) 土木学会支部の「土木の日」活動への助成に関すること。
- (2) 土木学会本部の「土木の日記念行事」の実施に関すること。
- (3) 社会資本の広報に関すること。
- (4) その他、目的を達成するために必要なこと。

(事業の原資)

第3条 委員会の事業にかかる原資は、第4条の構成団体が毎年度拠出する賛助金をもって充てる。

2 各構成団体が拠出する金額は、当該構成団体と委員会とで協議して決定する。

(構成団体)

第4条 構成団体は、社会資本の整備に関係する団体とし、委員会の承認を得て入会する。なお、平成23年6月1日時点での構成団体は「別表」のとおりとする。

2 各構成団体は、委員会と協議のうえ、その承認を得て退会することができる。

(委員会)

第5条 委員会の組織および運営は次のとおりとする。

(1) 構 成

- 1) 組織構成は、委員会および委員会の業務を補佐する幹事会とする。また、委員会は、必要に応じて期間を限定して小委員会等を設置できる。
- 2) 委員会の構成員は、委員長1名、副委員長1名、幹事長1名および委員30名以内（うち幹事5名以内を含む）とする。また、必要に応じて副幹事長を置くことができる。
- 3) 役職者の業務は、次のとおりとする。
 - ア 委員長は委員会を代表し、委員会活動を総括する。
 - イ 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたるときは、委員長の職務を代行する。
 - ウ 幹事長は幹事会を代表し、幹事会活動を総括する。
 - エ また、小委員会等には委員長を置くことができる。委員の人数は必要最小限とする。

(2) 委員長・委員等の選出方法と任期

- 1) 委員長・委員等の選出方法は、次のとおりとする。
 - ア 委員長は、国土交通省大臣官房技術審議官とする。

- イ 副委員長は、土木学会専務理事とする。
 - ウ 幹事長は、学識経験者の中から委員長が選任する。
 - エ 副幹事長は、委員長が選任する。
 - オ 委員は、第4条の構成団体の代表者および土木学会各支部の代表者とする。
 - カ 幹事は、委員長が選任する。
 - キ 小委員会等の委員長は、委員会委員の中から委員長が選任する。
 - ク 小委員会等の委員は、小委員会等の委員長が選任する。
- 2) 委員長・委員等の任期は、原則2年とし、再任を妨げない。

(3) 委員会の運営

- 1) 委員会は委員長が招集する。また、委員長は必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。
- 2) 委員会は、原則として年2回開催する。委員会開催時期は、次を基本とする。
 - ア 第1回委員会を6月に開催し、予算および事業計画を承認する。
 - イ 第2回委員会を翌年の4月に開催し、決算および事業報告を承認する。

(事務局)

第6条 本事業の事務局は、会員・企画課とする。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

- 附則（平成18年7月21日 理事会議決） この内規は、平成18年7月21日から施行する。
- 附則（平成20年6月20日 理事会議決） この変更内規は、平成20年6月20日から施行する。
- 附則（平成23年7月15日 理事会議決） この変更内規は、平成23年6月20日から施行する。
- 附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。
- 附則（平成24年5月11日 理事会議決） この変更規則は、平成24年4月16日から施行する。

別表（第4条）

土木の日事業 構成団体

【主催団体】

公益社団法人 土木学会

【共催団体】

- 1 社団法人 日本建設業連合会
- 2 社団法人 建設コンサルタンツ協会
- 3 社団法人 セメント協会
- 4 電気事業連合会
- 5 社団法人 日本橋梁建設協会
- 6 日本港湾空港建設協会連合会
- 7 社団法人 日本鉄道施設協会
- 8 社団法人 日本道路建設業協会
- 9 社団法人 プレストレスト・コンクリート建設業協会
- 10 社団法人 日本埋立浚渫協会
- 11 社団法人 全国上下水道コンサルタント協会